

(平成25年6月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

## 九州（熊本）厚生年金 事案 4687

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和36年3月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、平成13年5月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年4月13日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年6月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、平成13年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年5月17日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年6月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、平成13年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年5月17日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年6月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、昭和62年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年5月17日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年6月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、平成13年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年5月17日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年3月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、平成13年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年5月17日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年6月にA社に入社し、43年4月に同社C事業部に異動したが、平成13年7月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の昭和43年5月17日付け社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年2月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月から平成元年3月まで

私は、昭和59年4月に会社を退職し、同年5月にA町役場で、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は妻が夫婦二人分を同町役場の窓口で納付していたが、妻の年金記録には未納期間は無いのに、私の申立期間の記録が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月に国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人の記号番号の前後の被保険者記録から、平成元年4月以降と推認され、申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格の取得に係る入力処理は、平成元年6月26日に行われていることが確認できることから、当該入力処理時点では、申立期間のうち、昭和59年6月から62年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの保険料は過年度保険料として納付することとなるところ、申立人に係る申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、A町役場の収入役室の窓口で納付したと供述しているものの、同町は、当時、過年度保険料の収納を行っていなかったと回答している。

加えて、申立人及びその妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 44 年 9 月まで  
私の国民年金保険料は両親が私の分も合わせて納付していたはずであるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。  
申立期間について、国民年金の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳は、昭和 44 年 4 月 19 日に発行されていることが確認でき、同年同月中であれば申立期間の保険料は現年度納付が可能であるものの、当該手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には、現年度納付が行われたことを示す検認印が押されていないことが確認できる。

また、申立期間後の昭和 44 年 10 月から同年 12 月までの保険料は、国民年金被保険者台帳により 47 年 1 月 7 日に過年度納付されていることが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、実際に国民年金保険料を納付していたとする母親は高齢で聴取が困難であり、父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等に係る供述を得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から平成元年 3 月まで

「ねんきん特別便」で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていることが分かった。

私の母親が、申立期間の保険料を納付書により金融機関で毎月納付したことは間違いのないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和 60 年 11 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成 2 年 3 月 21 日と記載されており、当該資格取得日は、A 市の電算記録及びオンライン記録と一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から判断すると、申立人の記号番号は平成 2 年 4 月頃に払い出されていることが推認できることからみても、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われたと考えられ、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時、大学生であったと供述しているところ、20 歳以上の学生については、平成 3 年 3 月 31 日まで、国民年金への加入は任意とされており、前述の申立人の記号番号が払い出されたと推認される時点では、制度上、申立人が 20 歳に到達した昭和 60 年 \* 月 \* 日に遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立人の母親が保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 4694

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
申立期間は、A事業所の非常勤職員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る辞令書及び申立人が氏名を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所の非常勤職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間以前から申立人と同様に非常勤職員として勤務していたとして氏名を挙げた同僚（申立期間当時 65 歳以上のため、厚生年金保険は適用除外）の健康保険の被保険者資格の取得日は、平成 3 年 4 月 1 日となっている。

また、申立事業所は、「当時の辞令書以外の資料は保存年限を経過しているため、全て廃棄している。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月頃から 35 年 12 月頃まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間のうち、時期は定かではないが 1 年間ほど A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する A 社に係る「C 職名簿」により、申立人が申立期間のうち、昭和 35 年 3 月 21 日から同年 8 月 3 日までの期間において、同社に C 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の「C 職名簿」により、申立人と同日付けで同一部署に採用されたことが確認できる同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 12 月 1 日及び 36 年 3 月 1 日と記録されている。

また、前述の同僚のうち、一人は死亡しており、供述を得られないが、一人は、入社から 1 年間は厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしていることから、申立期間当時、A 社では C 職として採用した従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 九州（熊本）厚生年金 事案 4696

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A事業所に、申立期間②については、A事業所及びB事業所に、いずれも臨時職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録並びに申立人及びA事業所を所管するC事業所が提出した昭和 60 年度版職員録により、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年7月1日であり、申立期間①当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C事業所は、申立期間①当時の厚生年金保険に係る非常勤嘱託職員の取扱いについては、確認できる資料が無く、非常勤嘱託職員全員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である旨回答しており、当時の事務担当者は、非常勤嘱託職員の給与から所得税は控除していたが、厚生年金保険料を控除していたのかどうかは分からない旨供述している。

さらに、申立人が姓のみを挙げた同僚4人についても、申立期間①当時、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらず、そのうちの1人は、当該期間に、国民年金保険料を納付していること

が確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びA事業所が保管する発令簿により、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述のとおり、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成元年7月1日であり、申立人は、同事業所に併設されていたB事業所にも勤務していたと主張しているものの、申立期間②当時、同事業所についても厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、A事業所が適用事業所となった時点（平成元年7月1日）で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、一人の雇用保険の被保険者記録は、当該時点の数か月前から確認できるものの、当該被保険者期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。